

お忘れではないですか？ 自動車は3月31日までに運輸支局へ登録を！

自動車税(種別割)は、毎年4月1日(午前0時現在)で運輸支局の登録名義人である所有者(割賦販売による購入の場合は使用者)が5月末日(令和2年度については6月1日となります。)までに納めることになっています。自動車を譲ったり、廃車した場合には、必ず運輸支局で登録手続きをしましょう。

自動車税トラブル防止3カ条

◆その1 抹消等の手続きは3月31日までに運輸支局で行いましょう。

自動車を譲渡したり、下取りに出したり、廃車したりした際は、必ず3月31日までに運輸支局で手続きをしましょう。3月31日までに登録手続きが終了しないと自動車税(種別割)が課税されます。

◆その2 転居したら車検証の住所変更を運輸支局でしましょう。

住民票を異動しただけでは車検証の住所は変わりません。転居した場合は運輸支局に新しい住所を登録しましょう。

やむを得ず変更の手続きができないときには、県中地方振興局県税部までご連絡ください。

◆その3 納税証明書は車検証といっしょに大切に保管しましょう。

自動車の継続検査(車検)を受ける際には運輸支局で納付確認をします。自動車税(種別割)を納めた時に交付される領収証書と納税証明書は保管しましょう。納税証明書は自動車税を納めたときに交付される領収書についていますので、車検を受けるまで大切に保管してください。

またリサイクル券も次の車検や廃車のときに必要になります。

※登録手続きを業者などに依頼した場合は、登録が済んでいることを必ず確認してください。

問い合わせ先

◆自動車の登録について

問 東北運輸局福島運輸支局 ☎ 050-5540-2015

問 いわき自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2016

◆自動車税について

問 県中地方振興局県税部課税第二課 ☎ 024-935-1261



広告募集中

◆1号広告(タテ4.5cm×ヨコ17.8cm)

掲載料：1回10,000円、連続6回50,000円)

◆2号広告(タテ4.5cm×ヨコ8.8cm)

掲載料：1回5,000円、連続6回25,000円)

※いずれも一色刷り

◆申し込み方法

町公式ウェブサイトで「広告掲載申込書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、必要書類を添付して総務課までお申し込みください。

詳しくは
総務課まで!!!
☎ 72-2111